

# 「近代的明治女医」誕生の経緯と背景

——『吾園叢書』所収の1881(明治14)年  
「中央衛生会臨時会議事録」と内務省衛生局史料より——

三崎 裕子

埼玉県所沢市

受付：平成26年7月14日／受理：平成27年4月10日

**要旨：**『吾園叢書』所収の「中央衛生会臨時会議事録」と内務省衛生局関係史料によれば、日本における近代的な女医の資格を求める動きは1881(明治14)年以前から日本各地に存在した。それは江戸時代から各地に女医が存在したことを背景としていた。1881(明治14)年、内務省衛生局の諮問機関である中央衛生会は女医を許可する結論を出した。その主な根拠は古代日本の法律である『養老令』の「女医」であった。この決定により、政府は1884(明治17年)6月に女医を許可する回答をし、同年5人の女子が受験し、翌1885年、荻野吟子が日本の近代的な女医第1号となった。「近代的明治女医」の誕生は、日本の女医の伝統と幾人も女医志望者の試みの上にもたらされた。

**キーワード：**女医、中央衛生会、細川潤次郎、吾園叢書、荻野吟子

## はじめに

1884(明治17)年、はじめて女子に医術開業試験受験が許可され、荻野吟子<sup>1)</sup>ら5名<sup>2)</sup>が前期試験を受験した。合格したのは荻野吟子一人であったが、彼女は1885(明治18)年の後期試験にも合格した。西洋医学を学び、政府から正式に認められた「近代的明治女医」が誕生したのである。「近代的明治女医」誕生の経緯は、荻野吟子その人の数奇な生涯と相まって、半ば伝説化して伝えられてきた。すなわち医術開業試験の願書を何度も拒絶された荻野が、時の内務省衛生局長長与専齋<sup>3)</sup>に掛け合い、それを実現させたというのである。しかし内務省衛生局の『衛生局年報』や同局の記録、そして、ほぼ当該時期に中央衛生会会長であった細川潤次郎<sup>4)</sup>が自身の関わった公私の文書をまとめた『吾園叢書』<sup>5)</sup>所収の中央衛生会の記録を検討すると、荻野の行動以前より女医の許可を求める動きがいくつも存在し、衛生局の内部でもそれを承認する会議が行われていたこ

とがわかる。

本論では『吾園叢書』所収の「中央衛生会臨時会議事録」と内務省衛生局の『衛生局年報』、さらに1884(明治17)年の内務省の諸記録<sup>6)</sup>に注目し、それらの史料を精査することによって女医認可についての当時の状況を明らかにする。また「近代的明治女医」誕生の背景となった江戸時代末期の女医についても言及する。

なお本論では明治期の女性医師を、当時の女性医師の通称であった「女医」という言葉で表すこととする。「近代的明治女医」とは、明治期に西洋医学を学び、医術開業試験に合格し医籍登録された女性医師と海外の医学校を卒業して医籍登録された女性医師を表す。通例ではこれらの女医を「公許女医」と表現することもあるが、明治期の「公許女医」には厳密には後述する幕末の漢方医である従来開業女医も含まれるので、便宜上、明治期に近代医学を学び政府公認の医師となった女性を「近代的明治女医」とし、行論の際、特に区別する必要がない場合は「女医」と表記する。

## I 女医認可の動向

### 1 『衛生局年報』と中央衛生会

内務省衛生局編『衛生局年報』(自明治十七年七月至廿年十二月)「第四章 医務」には、1884(明治17)年8月29日に女子の医術開業試験受験許可を愛媛県に指令したことが記され、その経緯が述べられている<sup>7)</sup>。このことについては既に第112回日本医史学会学術大会(2011年)において誌上報告を行ったが、その内容を改めて確認しておきたい<sup>8)</sup>。『衛生局年報』の該当箇所には、

- ① 愛媛県から女子の医学校入学を許可するか否か、さらに修業後に医術開業試験を当該女子が受験可能かどうか、との問い合わせがあった。
- ② 女子でも相当の手続きの上に合格した者を禁じる理由はなし、と文部卿と連署してこの指令を発した。
- ③ 旧来日本で女医を育てていた例は「疾医令」(筆者注：医疾令)にみられるが、「教育令」第42条には「男女教場ヲ異ニス」とあり、品行についての問題でこれまでは各地方の稟議書に対し「女医の新規開業は不可」としていた。
- ④ しかし1881(明治14)年、長崎県から女医の許否についての照会があり、中央衛生会で審議し、「道理上許ルス可ラサルノ事由ナシト決議」した。これによって、今回、愛媛県への許可が下りた。
- ⑤ 1884(明治17)年の第二回東京医術開業試験に際し、女子の受験者5名、合格者1名。この及第者(筆者注：荻野吟子)は中興以降初の女医の及第者である。

と記されている。

このように、1884(明治17)年以前から、内務省衛生局には各地方から女医の許否についての稟議書がいくつか送られて来ていたことがわかる。それに対し、政府は当初女医の「新規開業」は認めない方針であった。しかし1881(明治14)年に中央衛生会が、長崎県からの問い合わせに対し、道理上許可しない理由はないと決議してい

た。そこで、この決議を根拠として、1884(明治17)年愛媛県からの女子の医術開業試験受験を許可するか否かという問い合わせに、衛生局は受験を許可する決定を行ったのだった。

### 2 1884(明治17)年の内務省衛生局回答

この中央衛生会の女医の許否についての審議には、いくつかの伏線があった。それは1884(明治17)年6月の内務省衛生局から長崎県に宛てた、以下の「回答」<sup>9)</sup>によって知ることが出来る。(筆者注：引用は常用漢字に改めた。下線は筆者による。なお原文には句読点がないが、便宜上これを付した。また文字の大きさは原文に準じた)

#### 「婦女ニ医術開業許否ノ議ヲ質ス」

長崎県ヨリ内務省衛生局へ照会 十四年五月二十四日

婦女ニシテ医術開業許否之儀。過般本県ヨリ御本省へ相伺本月九日付<sup>(マ)</sup>ヲ以、当分難被及何分之指令旨御指令有之候処、既ニ当県神崎郡内へ兩三年前ヨリ一女子専ラ医術ヲ学ヒ漸漸進歩シ、今ヤ佐賀病院医学場へ就キ猶一層勉勵修学シ、各科卒業之上ハ成規之試験ヲ請願開業セントスル者有。之ヨリ相伺候儀ニ有之。然ルニ該御指令之趣ニ依レハ、断然御許可不相成儀トモ不被存候得共、到底婦女ニハ御許可不相成モノニ候得ハ、依然執行為致候モ、将来之方向ヲ愆マラシムル儀ニテ及的取扱方ニ差支候。問貴局之御意見為心得何分之御答ヲ煩シ度此旨及御照会候也。

内務省衛生局回答 十七年六月二十日

去ル十四年五月二十四日付衛第百號ヲ以テ御県衛生課ヨリ御照会相成候女医開業許否之儀ハ、種種評議之末、女子タリトモ相当之手続ヲ為シ候上ハ差許候旨趣ニ省議決定致候條此段、乍遅緩及御回答候也。

(参考)

長崎県ヨリ内務省へ伺 十四年四月二十七日

婦女ニシテ医術開業出願スルトキハ、産内外科ノ別ヲ問ハス試験ノ上ハ許可セラルヘキ義ニ候哉。即今伺出ノ向モ有之候條、至急御指令相成度此段相伺

候也。

内務省指令 十四年五月九日

書面伺ノ趣ハ当分難及何分ノ指令候事。

これによると、1881（明治14）年5月24日に長崎県から出された同県神崎郡の一女子の医術開業試験受験と開業についての照会に対し、内務省衛生局の回答が1884（明治17）年6月20日になされたことがわかる。この照会は、先に示した『衛生局年報』の④の「長崎県からの照会」に該当する。内務省衛生局は、3年の年月を経て「乍遅緩」という断り書きとともに「女子タリトモ相当之手続ヲ為シ候上ハ差許候旨趣ニ省議決定致候」と、女子の医術開業試験受験許可を伝えたのである。

しかしこの長崎県の問い合わせは、2度目のものだった。（参考）として付記されたそれ以前の伺と指令によると、まず1881（明治14）年4月27日に長崎県から女子の医術開業試験に関する伺が出され、それに対して同年5月9日に衛生局が「当分は難しいが、何らかの指令に及ぶ」という曖昧な指令を返していた。この内務省の指令に対し、再度、長崎県が問い合わせたのが5月24日の照会である。その照会の内容は「先に衛生局より届けられた曖昧な回答では、すでに3年間医学を学び、今まさに佐賀病院医学場に就学して卒業後は医術開業試験受験を希望する神崎郡の一女子の道を誤らせる恐れがある」という理由から、より明確な回答を求めたものだった。そして、この1881（明治14）年5月24日の長崎県の再度の照会に対して内務省衛生局では結論を出すことができず、中央衛生会に審議を委嘱したのである。

中央衛生会の審議は、後述するように1881（明治14）年6月20日に行われ、女医を許可するという結論も出された。しかし中央衛生会の結論は衛生局に留め置かれ、「此段、乍遅緩及御回答候也」と衛生局が自ら記したように、それから3年の年月を経て、正式に女子の医術開業試験受験が認められたのである。そして先に見た1884（明治17）年の『衛生局年報』に記されたように、同年の愛媛県の女子の医学校入学と医術開業試験受験

の許否についての伺にも同様に許可する指令がなされた。筆者は以前、女子の医術開業試験受験が正式に認められたのは、この1884（明治17）年8月の愛媛県の事例としたが<sup>10</sup>、この「衛生局回答」により、さらに2か月早い1881（明治14）年の長崎県の問い合わせに対しての1884（明治17）年6月20日の「回答」が、女子の医術開業試験受験を許可した最初の事例であったことが明らかになった。

## II 1881（明治14）年「中央衛生会臨時会」

### 1 『吾園叢書』と細川潤次郎

1881（明治14）年5月24日の長崎県からの照会により行われた中央衛生会の審議の記録は、当時中央衛生会会長であった細川潤次郎の手による『吾園叢書』第20冊の中に残されている。中央衛生会は、周知のように1879（明治12）年に設立された内務省衛生局の諮問機関である。当初の目的は同年夏のコレラの流行の鎮静とその後の予防のため、専門家を集め伝染病予防諸案を議定し、地方からの衛生関係の照会に対する官省の下問について審議することだった。その後、中央衛生会

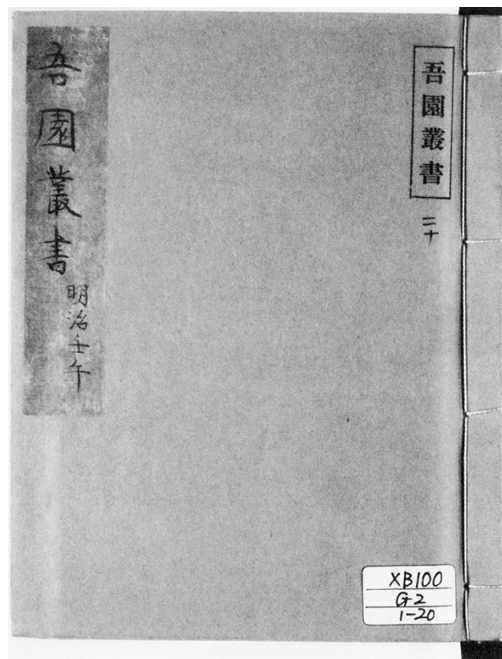


写真1 『吾園叢書』第二十冊表紙

は1879(明治12)年12月に内務卿下の常設機関となり、伝染病のみならず衛生上の布告公達の諮詢に応じ、地方衛生の監督整備などを行うとともに、女医についての審議も行ったのだった。

『吾園叢書』は全52冊で<sup>11)</sup>、細川潤次郎が自ら出席した会議の記録、それに関わる資料、さらに自らの覚書などを、おおよその年代と内容によって整理し和綴りでまとめたものである。中央衛生会についての記録は、細川が中央衛生会会長であった1880(明治13)年からのものが存在するが、遡って中央衛生会の来歴に関わるメモや、委員の住所録まで綴じこまれており、第16冊から第24冊、第33冊に関連史料が綴じこまれている。特に本論で取り上げた第20冊と「衛生」というタイトルが記された第21冊には、中央衛生会の議事録を含む貴重な資料が多い<sup>12)</sup>。

「中央衛生会臨時会」の詳しい内容を見る前に『吾園叢書』の編纂者で、1881(明治14)年当時、中央衛生会会長であった細川潤次郎の人物像について確認しておきたい<sup>13)</sup>。

細川潤次郎は、1834(天保5)年に土佐藩士の家に生まれた。彼は神童と称された幼少期より漢学に通じる一方、21才で長崎に行って兵学と蘭学を学び、その後、江戸に上り築地海軍操練場で航海術も学んだ。さらにジョン万次郎<sup>14)</sup>から英語も習得したという。そして幕末の土佐藩で、藩政改革局御用掛として「新藩法」を編纂した。明治政府設立後、開成学校の復興改革で頭角を現し、1871(明治4)年にはサンフランシスコ博覧会を見学のためにアメリカに派遣されている。細川は半年のアメリカ滞在中に欧米の法律制度を学び、帰国後は法律の専門家として左院議官、太政官大書記官、一等法制官、元老院議官、司法大輔を歴任し、新聞紙条例、刑法などの作成に携わり、明治前期の立法事業の中核を担った明治政府形成期の法務に欠くことが出来ない人物であった。

1880(明治13)年2月<sup>15)</sup>、細川は元老院幹事の時に中央衛生会会長に就任した。細川の在任中に、中央衛生会は薬局方の制定、水道会社規定作成などに関与し、細川の主導の下、明治政府の医事制度の整備、構築に多大な影響を与えた。この

ようなことから、細川は近代医事制度の確立に関わり、明治初期の医事法、薬事法の立法に寄与した人物とも評されている<sup>16)</sup>。

細川の中央衛生会会長在任は1884(明治17)年5月までであった<sup>17)</sup>。その後、1890(明治23)年の国会開設により元老院は廃止されたが、細川は貴族院議員となり副議長も務めた。また細川は女子教育にも関与し、女子高等師範学校校長、華族女学校校長なども歴任した。

細川潤次郎の中央衛生会会長就任は先に述べたように1880(明治13)年2月で、森有礼<sup>18)</sup>、佐野常民<sup>19)</sup>に次ぐ3代目の会長であった。

## 2 中央衛生会臨時会

『吾園叢書』第20冊に綴じこまれた中央衛生会臨時会の記録は内務省用箋に記されており、書記の手によって清書されたものと思われる。この記録は中央衛生会あるいは内務省衛生局に保管されたものの写しと考えられるが、他の中央衛生会の議事録と同様、会議の内容を正確に伝えていると判断できる。『吾園叢書』には雑多な文書がまとめられ、草稿は草稿用の用箋に書かれ、朱筆で訂正が入れられたものもあるが、本史料はその体裁から正規の公文書の写して、その内容は会議の議事録と判断して良いだろう。

会議は1881(明治14)年6月20日<sup>20)</sup>に臨時会として開催された。議題は「衛生局ヨリ本会ノ議決ヲ請ヘル長崎県衛生課ヨリ同局ニ照会アリタル女医開業免許可否ノ議」である。会議の内容は、長崎県神崎郡の女子が佐賀医学局を卒業後、医術開業試験を受験し開業することの可否についての議論であった。議題と会議の内容から、先に挙げた1881(明治14)年5月24日の長崎県から内務省衛生局への「照会」に対応するものであることは明らかである。この女子の氏名は明らかではないが、「照会」と同様、3年前より医学を学び、佐賀医学局に入ろうとしている者だとする。先の長崎県の照会から考えると、ここに見える「佐賀医学局」は、「佐賀病院医学場」であることがわかる。同校は旧肥前国において唯一外国人教師を擁し、当時は長崎県の管轄下であった旧肥前国佐賀

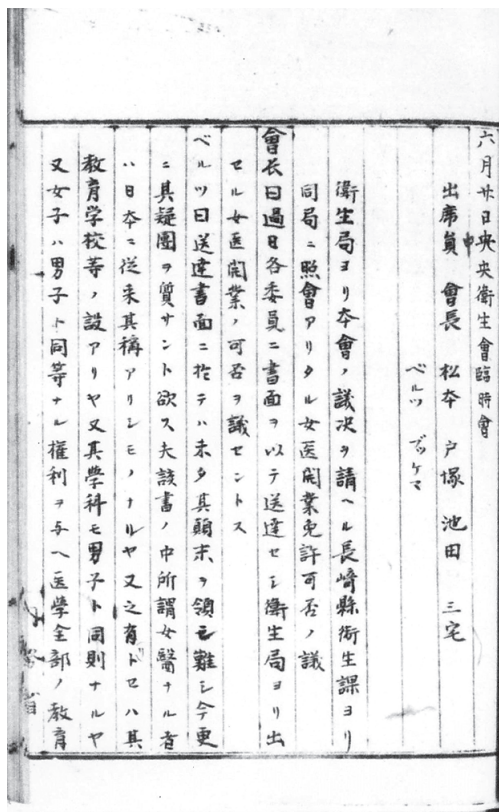
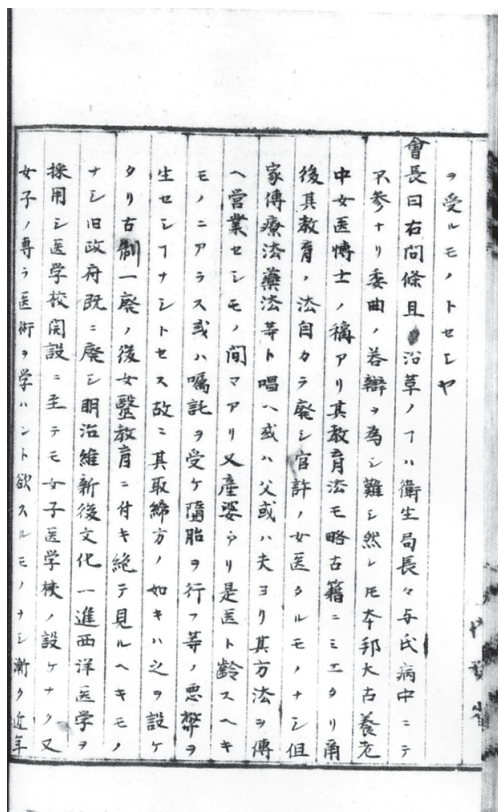


写真2 「中央衛生会臨時會議事録」1, 2頁

郡の公立佐賀病院の医学校，旧好生館であろう<sup>21)</sup>。

中央衛生会臨時会の出席者は会長の細川潤次郎と，陸軍軍医総監松本順<sup>22)</sup>，海軍軍医総監戸塚文海<sup>23)</sup>，陸軍軍医監兼一等侍医池田謙齋<sup>24)</sup>，東京大学教授三宅秀<sup>25)</sup>，東京大学教授ベルツ（Erwin von Bälz）<sup>26)</sup>，前陸軍医官ブッケマ（Tjarko Wiebenga Beukema）<sup>27)</sup>の6名の委員だった<sup>28)</sup>。衛生局局长で会議の資料をまとめ女医の沿革に詳しい長与専齋は，病気のため欠席していた。以下，全文を記し要点をまとめた（筆者注：漢字は常用漢字に改めた。傍線は筆者による。なお原文には句読点がないが，便宜上，筆者が付した。●は判読できない文字）。

六月廿日中央衛生会臨時会  
 出席員 會長 松本 戸塚 池田 三宅 ベルツ  
 ブッケマ  
 衛生局ヨリ本會ノ議決ヲ請ヘル長崎縣衛生課ヨ

リ同局ニ照會アリタル女医開業免許可否ノ議

會長曰 過日各委員ニ書面ヲ以テ送達セシ衛生局ヨリ出セル女医開業ノ可否ヲ議セントス。

（ママ）  
 ベルツ曰 送達書面ニ於テハ未タ其顛末ヲ領シ難シ。今更ニ其疑團ヲ質サント欲ス。夫該書ノ中所謂女医ナル者ハ日本ニ從來其稱アリシモノナルヤ。又之有<sup>(ママ)</sup>トセハ其教育学校等ノ設アリヤ。又其学科モ男子ト同則ナルヤ。又女子ハ男子ト同等ナル權利ヲ与ヘ医学全部ノ教育ヲ受ルモノトセシヤ。

會長曰 右問條且ツ沿革ノ事ハ衛生局長々氏病中ニテ不参ナリ。委曲ノ答弁ヲ為シ難シ。然レドモ本邦大古養老中女医博士ノ稱アリ。其教育法モ略古籍ニミエタリ。爾後其教育ノ法自カラ廢シ官許ノ女医タルモノナシ。但家伝療法薬

法等ト唱へ、或ハ父或ハ夫ヨリ其方法ヲ伝へ營業セシモノ間マアリ。又産婆アリ。是医ト齡スヘキモノニアラス。或ハ囑託ヲ受ケ墮胎ヲ行フ等ノ悪弊ヲ生セシ事ナシトセス。故ニ其取締方ノ如キハ之ヲ設ケタリ。古制一廃ノ後、女医教育ニ付キ絶テ見ルヘキモノナシ。旧政府既ニ廃シ、明治維新後文化一進、西洋医学ヲ採用シ医学校開設ニ至テモ女子医学校ノ設ケナク、又女子ノ専ラ医術ヲ学ハント欲スルモノナシ。漸ク近年ニ至リ東京々都兵庫長崎等ヨリ女医開業ノ免許ヲ請フモノアルモ、当時何分ノ指令ニ及ヒ難シト答ヘタリ。然レドモ其、長崎県ニ於テハ女医ヲ志シ試験ヲ受ケ開業免許ヲ請ハント欲スルモノアリ。然ルニ該指令アルニ因ミ、同県衛生課ヨリ別紙ノ照会アルニ至ル。蓋シ男子ト同様医学全科ヲ学ヒ男子ト同一ノ免許ヲ受ント欲スルモノトス。其勢既ニ茲ニ至ル。女子師範学校ニ於テモ一ノ志願者アルヲ聞ケリ。

ベルツ氏曰 其開業ノ可否ヲ決スルノ前ニ、一ノ思慮ヲ要スヘキアルカ如シ。今日若シ理論上ニヨリ之レヲ免許スヘキトセハ、爾後其請願者続々出テ来ルヘシ。然ルトキハ實際上ニ於テ生スル所ノ弊害ナキヲ免レサルヘシ。如何ントナレハ、余女子師範学校ニ入ル生徒ノ病院ニ来ルモノヲ見ルニ、皆尋常女子ト別様ノ風姿アリテ処女柔婉ナル良儀ニ乏シ。今女医免許アラハ益々此風ヲ増長スヘシ。且又此免許アラハ更ニ男校ト同様ナル女医校ヲ設ケサルヘカラス。余嘗テ李漏士ニ於テ女医ノ教育ヲ掌リシ事アリ。男女同校ナルトキハ自然褻猥ノ弊ヲ防ギ難ク、其処置ニ太タ困難セリ。此現然タル弊害ヲ認ムルモノトス。然レドモ、理論上ニ於テハ恐クハ之ヲ禁止スルヲ得サルカ如シ。是般ノ事ノ如キハ其国土ノ風俗ニ関係多キ事ニテ、拒否ノ論決ハ自カラ本邦異委員ノ担任スル所ニ在リトス。特クニ其經驗等ニ付一応ノ利害ヲ陳ルノミ<sup>29)</sup>。

池田氏曰 女医免許ヲ禁スルハ理論上ニ於テ做シ難シト雖ドモ、其利害ヲ考ヘテ其害多トセハ、姑ク行政上ニ於テ之ヲ防クヲ得ヘキノ方策

ナキカ。第一從來ノ漢方医術ノ如キハ其書ヲ讀ミ其病ヲ診シ其藥ヲ投スルニ止ルモノナレドモ、西洋医術ノ如キ其学広博其理深遠、殊ニ解剖ノ事ノ如キハ尋常女子ノ精神且ツ体力ニテ做シ難キ事多シ。第二男子一場ニテ修学セシメハ、必ス其褻猥ノ弊害ヲ生スヘシ。此教育方ニ於テ目前処分ニ困難ヲ来スヘシ。若シ之ヲ許サハ、続々請願者出テ其風儀ヲ壞リ且ツ其方嚮ヲ誤ルモノ多キニ至ラン。其利少シテ其弊多シ。故ニ其教則ノ未タ備ラサル等ヲ表言シテ、当分ノ許サハルニ決セハ如何。

会長外国委員ニ質シテ曰ク。独乙ニモ女医ノ免許アリヤ。

ベルツ氏曰 之レアリ。然レドモ今漸ク其数減スルニ至ル。

松本氏曰 女医ヲ禁シ免許ヲ与ヘサルコトハ、理論上ニ於テ決シテ為スヘカラサルコトナルヘシ。然レドモ内務省現行ノ問題ヲ受ケテ開業セント欲スルモノハ之ヲ許サハルモ可ナランカ。然レドモ医学校卒業ノ上開業セント請フモノハ、女子ニ限り之ヲ許サストハ合シカタシ。

三宅氏今日現行試験方ノ略ヲ説キ、且其免許ヲ受ルノ難カラサル等ニ及フ。

ベルツ氏曰 其女子自ラ学フコト兩三年ヲ経テ佐賀病院ニ於テ試験ヲ受ケ医学開業ヲ為サント欲セハ、之ヲ許スヘカラス。今三宅氏ノ説ケル試験法ノ如キニ止ラハ、許サハルヲ以テ可トセン。

会長曰 然レドモ女子ノミ現行ノ試験方ヲ以テ不可トスルヲ得ス。且ツ今女子ノ学校ニ入り、且ツ其營業上ニ注目シ医術を開業セント欲スルハ、之ヲ禁スヘカラス。又理ヲ以テ之ヲ推ストキハ、若シ軍医タラント欲シ又米國ニ例アル男女同權自由主義ヨリ議員タラント欲スル等アリト雖ドモ禁スヘカラス。然レドモ之ヲ禁スル其

技術上ニ於テセス、其職役上ニ於テハ制禁スヘシ。蓋シ女子ハ軍医及ヒ議員タルヲ得サルモ、曾テ營業上ニ於テ害ナシ。今營業渡世ノ為メ、其學術ヲ尽シ試験ヲ経テ適當<sup>(ママ)</sup>医士タランコトヲ欲スルトキハ、女子ハ其能力ナキモノトシ、医学ニ限り之ヲ学フコトヲ得ストハ令シ難シ。

ブッケマ氏曰 男女同等ニ試験ヲ受ケ卒業ノ後 医師タラント欲セハ、之ヲ拒クノ理ナシ。欧州ニ於テモ此理ニヨリ之ヲ許セドモ、決シテ続々請免許者出テ其弊害多キヲ見ス。

会長曰 此理既ニアリトセハ、果テ禁スヘカラス。余過日此議ヲ学士会院ニ於テ衆議ニ質シ、且ツ余本邦古来ノ沿革ヲ考へ、当今ノ政法ニヨリ其拒否ノ権衡ヲ拳ケ其許可スヘキノ理由多キヲ信ス。今之ヲ演説セン。

上記の史料の内容をまとめると、女医を認めることに強硬に反対したのがベルツであったが、ベルツは女医の是非は「国土の風俗」に関係があるので許否は自国の委員が決めるべしとした。ただしベルツは高等教育を求める女性の資質を問題にし、最後まで強硬に反対した。池田謙齋も女医の認可に反対した。その理由は尋常の女子の体力・精神力では、西洋医学を学び医師となることが難しいこと、男女<sup>30)</sup>が同じ場所で学ぶと風紀が乱れることだった。

松本順は理論上女医に免許を許可しないことはできないが、現行の試験制度での開業請求を許さないことは可能、しかし医学校卒業後に開業を申し出る者を、女子に限って許さないわけにはいかないとした。ブッケマは、女子が男女同等の試験を受け、医師になることを拒否する理由がなく、欧米でも弊害が多くはないとした。

ベルツを含めて発言した委員全員が、「理論上は女医を認める」と述べていた。細川は、これらの意見を受けて、「女子のみ現行の試験方法を不可とすることはできず、女子が学校に入り営業を目的として医術開業を求めることを禁ずるべきではない。もし軍医や議員になろうとするなら役職

上禁止すべきである。女子が營業渡世のために学術を尽くして試験を経て医師になろうとする時、女子にはその能力がなく、医学に限り学ぶことができないとは発令できない」とし、女医を禁じることはできないとしたのだった。さらに細川は、この会議の前に学士会院で衆議に質したこと、また日本における古来の女医の沿革を考えたうえで、女医を許可すべき理由が多いと確信していると述べ、会議をまとめる演説「女医の業を行うを許すの議」を行ったのである。

### 3 女医の業を行うを許すの議

細川が行った演説は、議事録の末尾に以下のよう  
に記された。(筆者注：漢字は常用漢字に改めた。原文には読点のみが付されているが、便宜上、筆者が句点を付した。文末の●は判読できない文字)

#### 許女医行業議

長崎県神崎郡一女子、学医術已久、将入佐賀医学局。遍講医術諸科、卒業後、就試行業。明治中興後、未有女子応医術試者、此事無例規可拠。問其可許否。内務省下其議於中央衛生局、局員不能決、請中央衛生会、議之。本官窃以為許之便、蓋本邦古今有女医。而無之者、不過近日之事。統日本紀元正天皇養老六年十一月甲戌、始置女医博士。政事要略、女医取官戸婢、年十五以上廿五以下性識慧者卅人、別所安置、教以安胎產難、及創腫傷折針灸之法。皆按文口授。毎月医博士試。年終内業司試。限七年成。至中興前、亦有坊間女医、人々所知。広考海外諸国、女医之数逐歳漸加、而米国最多。蓋以事理論之、大抵男女之於学、不宜有所限定。其於業、亦不宜有所分別。乃如医術、為男女之所共学、而所宜共行。以事理論之、男医宜療男疾、女医宜療女疾。女子之性多羞恥、左忌人触身体。至下体之疾、言之猶且難之。況於假人手治之。有寧死而不悔者。只女子之与女子、其質已同、不復如男女之有彼我之別。所以女医之宜療女疾也。且女子之治生、其費常少於男子、諸種工錢、女低於男、貧人往々難於就医、而若有女医者、庶幾

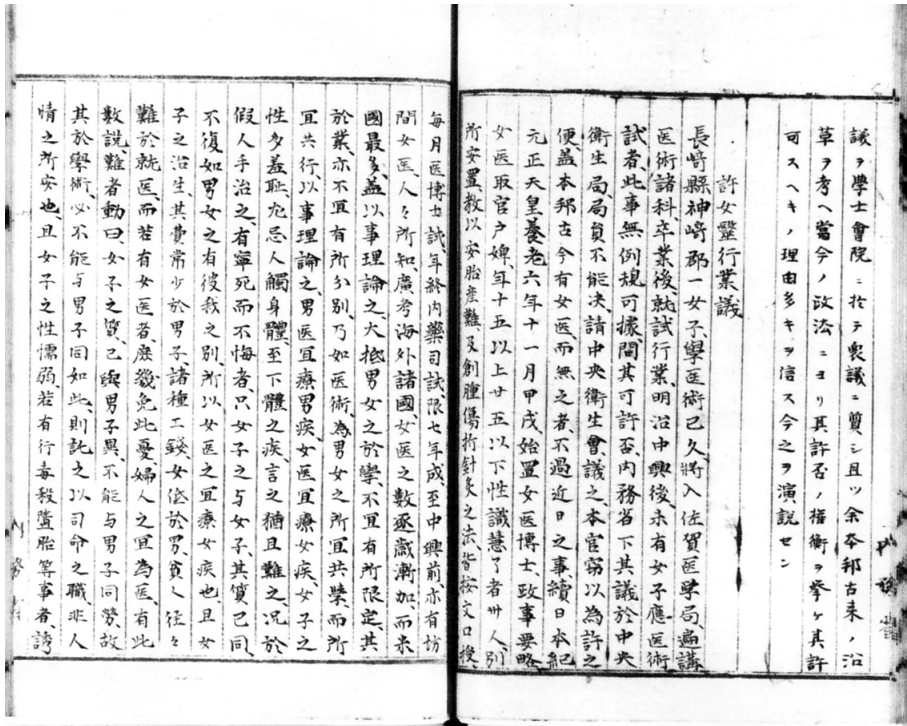


写真3 「許女医行業議」1,2頁

免此憂，婦人之宜為医。有此数説。難者動曰，女子之質，己与男子異，不能与男子同勞。故其於學術，必不能与男子同如此。則託之以司命之職，非人情之所安也。且女子之性懦弱，若有行毒殺墮胎等事者，誘之以利，脅之以害以助其惡。則女子恐多陷於共犯之罪者矣。是知其一，未知其二。若使為医者始無課試之法，則固有如難者之說者。方今為医者，無不經課試者。而課試之法頗嚴，足以防竿濫之徒。苟中其二者，以徵其學術之所詣。猶何分男女哉。人情之動於利怵於害者，女子或甚於男子。然由是而為凶惡之事者，女子常少於男子。試檢犯人之數，其事自明。況國家揭成法，以示趨避之方。若有陷於罪者，從而罰之。罰之害而非利，昭々也。使女子之性，果易動於利，而体於害乎。則其亦必知罰之可恐，而不犯焉。故許之便。

衆員ノ説モ理論ニ於テ許可スヘキ●ノ多数ナルヲ以テ許可スヘキニ決ス。因テ之ヲ衛生局ニ回答ス。

この演説の要点は次のようになる。

- ① 日本には古今，女医が存在し，その存在がなかったのは近日のことに過ぎない。『続日本紀』元正天皇養老6年11月甲戌に，初めて女医博士が置かれたとあり，『政事要略』には，女医を採用する条件とそれを養成する内容が記される。また市中に女医が存在することは，人々の知るところである。海外でも年々女医の数が増えている。
- ② 物事の筋道を考えると，男女が学ぶこと，また業を行うことにおいて場所を限定することはよくない。医術のようなものは男女が共に学び，ともに業を行うべきである。
- ③ 男医は男の病氣，女医は女の病氣を治療すべきである。女子は羞恥心があり，男医に治療されるなら死を選ぶものすらいる。女医が女の病氣を治療すべき理由はここにある。また女の賃金が低く，貧しい人が医者にかかりにくい現状で，女医がいればこの憂いは減少する。ゆえに婦人は医師となる



べきである。

- ④ 女子の能力，性質が男子と異なることを以て医師となることを認めない人がいるが，もし医師となるなら試験を経ないものはいない。その試験は非常に厳しく，濫りな者を防いでいる。いやしくも，その試験に合格する者はその学術の至る所を明らかにしている。なぜ，男女を分けるのか。
- ⑤ 女医の犯罪を恐れるものがあるが，凶悪な事件は女子より男子の方が多い。国家が法律を成し，それによって趨勢や回避の方法を示し，法律に従ってこれを罰する。罰は害であり利ではない。女子が，利に動じるならば，女子は罰を恐れ罪は犯さない。それゆえに女医の開業を許可する。

以上の細川の演説で，女医を認める根拠の第一に挙げられるのが，日本古代の法である『養老令』に裏付けられた女医の存在と，その教育にあることは明らかであろう<sup>31)</sup>。明治政府が唯一手本とする天皇親政下の法に女医についての記載があったことは，法律制定事業に携わっていた細川にとっても，非常に重要な根拠となったと思われる。

また中央衛生会設立の理由が緊迫したコレラ対策であったように，一般の人々に対する医療，衛生対策の必要性を細川は痛感していたはずである。西洋医学の教育を受けた市井の医師養成の必要性から生まれた医術開業試験は，中央衛生会としてもその内容に自信を持っていたようで，医師となる人を選別する試験に合格する女子が存在するなら，同様に合格した男子と差別することは，まさに理論上できないことだった。

さらに細川の認識では，女医は男医の診察を拒む女性や貧しい人のための医師としての位置づけであったことも興味深い。男医と同等の能力のある女医が，男医よりも安い診察料で患者を診察することを考えていたのであろうか。またこの議論からもわかるように，当時の男性は，女性の男性と異なる気質によって犯罪が引き起こされることを恐れていたようだが，それについても法律家らしく，仮にそのような事態になったとしても法律

によってそれが抑制されることを示した。こうして細川は，後の明治20年代の女医排斥論者よりも論理的かつ近代的に，国内の医療衛生全般にわたる視点を示して女医開業許可に踏み切ったのだった。

以上のように，1881（明治14）年に中央衛生会では医術開業試験に合格した女医の開業を認める決議をし，その報告が衛生局にもたらされたはずだった。しかしその後，この審議の結果が女子の医術開業試験受験許可につながるまで，3年の歳月を要したのである。

### Ⅲ 女子の医術開業試験受験許可の経緯

#### 1 1884（明治17）年の動向

1881（明治14）年に長崎県から女医開業を申請した女子は，同年の衛生局からの「当分難」という曖昧な回答により，女医にはなれなかったようである。荻野吟子が医術開業後期試験に合格した1885（明治18）年以降，本籍地が長崎県の女子の合格者は1899（明治32）年，佐賀県は1908（明治41）年まで出現していない<sup>32)</sup>。長崎県の一女子が医学校への入学と医術開業試験受験許可を求めた3年後の1884（明治17）年6月に，この女子に対し医術開業試験の受験が許可されたものの，おそらく彼女は女医への道を断念したのであろう。その後，同年8月までに愛媛県から内務省に宛てて，同県の医学校への女子の入学と修業後の医術開業試験受験の可否の問い合わせがあり，8月29日に女子の医術開業試験受験が許可された。それが初めに見た『衛生局年報』の記録である。

この愛媛県の医学校とは，1883（明治16）年に設立が承認された県立医学校で，従来の医学所が一端廃止された後に松山病院構内に設置された乙種医学校と思われる。乙種医学校は1882（明治15）年の文部省通達「医学校通則」に基づき医師の速成教育を目的として設置され，その存続期間はごく短期間であったが，卒業生は医術開業試験に合格しなければ医師の資格を得ることができなかった<sup>33)</sup>。この愛媛県の事例は，先の1881（明治14）年の長崎県からの照会と同じケースで

ある。従って女子の医術開業試験受験が認められないのであれば、当然医学校への女子の入学も不可とされることとなるため、愛媛県はその是非を内務省に問い合わせたのである。

内務省衛生局の記録に残る女子の医術開業試験の受験許可は、先に見た1881(明治14)年4月27日の長崎県の照会に対する1884(明治17)年6月20日の回答と、同年8月29日に出された愛媛県の伺への指令である。愛媛県の伺に対しては内務省衛生局が、「省議を尽くして検討し、文部卿の許可も得て、最終決定がなされた」とある<sup>34)</sup>。この内務省衛生局の会議を取り仕切ったのは、当然のことながら当時の衛生局局长で、同年6月に中央衛生会副会長となっていた長与専斎であろう<sup>35)</sup>。

## 2 荻野吟子<sup>36)</sup>と医術開業試験

以上のように、内務省衛生局の記録から、女医の認可、すなわち女子の医術開業試験受験許可に関わる一連の動向が明らかになった。まとめると下表のようになる。

初めに述べたように、1884(明治17)年に女子に医術開業試験受験許可が下りたのは、同年の試験に初めて合格し、日本初の近代的な女医第1号となった荻野吟子の努力によるものと伝えられることが多いが、実際は上述したような過程を経て、女子の医術開業試験受験が実現したのである。荻野吟子は1882(明治15)年7月に医学校好寿院での課程を終え、同月と翌年9月に東京府に

医術開業試験受験の願書を提出したが、いずれも却下され<sup>37)</sup>、1884(明治17)年4月に、高島嘉右衛門<sup>38)</sup>の照会で内務省衛生局局长、長与専斎に面会して女子の医術開業試験受験を懇請したという。その時、荻野は長与から「許可しても良い」との言葉を得、同年7月に三度目の願書を提出したところ受理されたとされる<sup>39)</sup>。荻野の動向を先の経緯と重ね合わせて見ると、中央衛生会で女医を認められながら3年間も出されなかった女子の医術開業試験受験への指令が同年6月に発せられた理由の一つに、荻野吟子の出現を挙げても間違いではないように思われる。ただし、いくつかの荻野吟子伝に記されている、彼女が調べ上げた日本古代の女医の存在証明が衛生局局长の長与を動かしたという話は、荻野自身も述べてはおらず、長与は上述したように既にそのことを熟知していたのである。

荻野の論文、「本邦女医の由来及び其前途」(上)には古代の女医に関する記述があり、彼女が古代の女医に関して確かな知識を持っていたことは事実である<sup>40)</sup>。従って荻野が長与との面会に万全を期して井上頼圀<sup>41)</sup>のお墨付きのある古代の女医に関わる資料なども持参したことは当然想定されるが、先に述べたように長与をはじめとする衛生局当局者には、そのことは周知のことであった。逆に衛生局として周知の事実を突きつけられたから吟子の受験を認めたという可能性もあるが、いずれにしても推測の域を出ない。

この点に関しては、多くの荻野吟子伝の基本資

1881(明治14)年4月27日	長崎県より伺	婦女の医術開業は試験の上、許可されるかどうか。
1881(明治14)年5月9日	内務省衛生局より長崎県に指令	当分は認めない。何らかの指令を出す。
1881(明治14)年5月24日	長崎県より照会	4月27日の伺への指令が曖昧であるので、再度問い合わせ。
1881(明治14)年6月20日	中央衛生会臨時会	衛生局から中央衛生会の議決を求められた。長崎県衛生課より同局に照会された女医開業免許許可否の議について討議。女医を許可。
1884(明治17)年6月20日	内務省衛生局より明治14年5月24日の長崎県の照会に回答	女医開業は、相当の手続きをすれば許可する。
1884(明治17)年7月以前	愛媛県より伺	同県の女子の医学校入学と修業後の医術開業試験受験の許可について。
1884(明治17)年8月29日	内務省衛生局より愛媛県に指令	愛媛県からの女子の医学校入学と修業後に医術開業試験を許可。

料となった『吉岡弥生伝』や『日本女医史』の内容が影響していることは間違いない。特に医術開業試験受験を再三拒絶された荻野が海外留学を考えたところ「高島嘉右衛門も大いに同情して、しばらく待と、吟子の旧師たりし井上頼罔翁に委嘱し、古代からの女医の史実を調べて貰い、この史料を参考として（添えて）長与局長への紹介状を書いて吟子に与えたのであった」という多川スミの説を、秋山龍三が『日本女医史』で「この説が、この場合は、最も真に近いものと思われる」と述べたことで<sup>42)</sup>、荻野吟子伝が物語としてドラマチックな内容へと変化したのだろう。

### 3 医師開業免許制度の整備と女医

1881（明治14）年の中央衛生会の女医の許可の決議の後、3年間も女子の医術開業試験受験が許可されなかったのは何故だろうか。もちろん内務省や関係する文部省の反対も考えられる。しかしその理由の一つに、この間の医師開業免許制度の整備を挙げることができるのではないだろうか。

すなわち1874（明治7）年に制定された「医制」以後、医師の資格に関わる制度が次々と制定、布達されていた。本論に関わる1881（明治14）年以降も、1882（明治15）年には特定の医学校卒業生が試験なしで医術開業免許が下付されることが規定され<sup>43)</sup>、漢方開業医対策として開業医の子弟に対する条件付きの開業許可が下り<sup>44)</sup>、「医学校通則」が定められた<sup>45)</sup>。さらに1883（明治16）年10月に開業医の資格を規定した「医師免許規則」が制定され、以後の医師の資格が確定し<sup>46)</sup>、同月、「医術開業試験規則」が布達された<sup>47)</sup>。また同年12月には医籍編成の達が出された<sup>48)</sup>。このように矢継ぎ早に制度が変更されていくなか、地方官庁がこれらを施行していく作業は混乱を極めていた。医師の医籍登録にせよ、1884（明治17）年実施の「医術開業試験規則」にせよ、発布から施行まで多くの府県から受験資格などについての伺い書が出され、それに対する内務省の指令が次々に発されている。現在、記録に残る指令集に見られる多くの「伺」から、新しい医師資格制度の下で混乱する地方の実態は十分把握できる。

女子の医術開業試験受験に関して内務省衛生局からの布達がない状態では、地方官庁レベルでは新たな試験の実施に際し女医に関わる議論などなされず、仮に女子が申請しても文字通り門前払いとなり、衛生局への問い合わせに至らなかった例もあったのではないだろうか。府県レベルで願書が受け付けられなかった事例は、1882（明治15）年7月の荻野吟子、1883（明治16）年6月の生沢クノ<sup>49)</sup>、9月の荻野の東京府への提出<sup>50)</sup>、さらに生沢の同年9月の埼玉県への提出が挙げられる<sup>51)</sup>。これらの事例について地方官庁から衛生局への問い合わせの記録は見られない。

一方で内務省衛生局には、新規の女医の認可、すなわち「近代的明治女医」の認可と連動すると思われる動きも見られる。それは60名以上の従来開業女医が医籍編成により1884（明治17）年の4月、5月に医籍登録されていることである<sup>52)</sup>。仮に女性を医業から排除するのであれば、この段階で従来開業女医を医籍に登録しないことも可能であろう。冒頭に挙げた『衛生局年報』によれば、当初内務省衛生局は女子の新規開業は不可としていたとするが、それを転換させたのが1881（明治14）年の中央衛生会の決議である。従来開業女医が認可登録されたことはその決議に沿うものである。従来開業女医の登録については、後述するように早く宮下舜一氏が指摘されており<sup>53)</sup>、1874（明治7）年の医制制定の折、各地で調査記録された従来開業医や、先に挙げた従来開業医の子弟への条件付き開業許可を受けた医師の中にも女医がいたと推察される。従来開業医とはいえ、1884（明治17）年に女医が医籍に登録されたことは注目される。

また1884（明治17）年に至って、女子が受験を許可された大きな理由の一つは、中央衛生会臨時会議事録で、「女医になれるのは男子と同等の学力のある女子」とし、聞き書きで荻野が「已でに医学を習得して出願したのは、女では私が始めてであったそうで、学力がある以上は開業試験を受けることを許可して差し支えない、という事になりました」と述べたように<sup>54)</sup>、西洋医学を学び、男子と同じ試験を受ける資格のある女子が漸く登

場したという点も挙げられる。それは、荻野吟子と同じ1884(明治17)年9月に医術開業前期試験を受験した女子の顔ぶれからも推測される。同年の女子受験者は『衛生局年報』によると5名であるが<sup>55)</sup>、荻野吟子の他に名前がわかっているのは、木村秀子<sup>56)</sup>、松浦さと子<sup>57)</sup>、岡田みす子<sup>58)</sup>である。このうち松浦は1881(明治14)年から高木兼寛の成医会で西洋医学を学んでいた人物であり<sup>59)</sup>、木村も荻野の聞き書きによれば成医会で医学を学んだという<sup>60)</sup>。また岡田は、桜井産婆学校出身で高橋瑞<sup>61)</sup>と共に女医を目指していた<sup>62)</sup>。

以上のように考えると、1884(明治17)年6月に「遅くなりながらも」長崎県神埼郡の一女子への医術開業試験受験許可が下りたのは、1881(明治14)年の中央衛生会の決定に加えて、この時期に開業医の制度が整備され、さらに荻野吟子ら西洋医学を学び十分な学力を備えた女子が輩出されつつあったという諸条件がようやく揃ったためだといえよう<sup>63)</sup>。

#### IV 「近代的明治女医」を生んだ背景

##### 1 医術開業試験受験希望の女性たちと従来開業女医

中央衛生会臨時会の議事録には、同会が開催された1881(明治14)年以前に東京、京都、兵庫、長崎などから女医開業の免許を請う者があったと記されている。長崎県神埼郡の一女子以外にも、それ以前から女医を希望する者が複数名存在していたのである。東京のみならず、京都、兵庫、長崎(佐賀)、愛媛などの医学校や病院の存在する都市に、女医志望の女性たちが集まっていたのだ。この女医志望の女性たちは、しかし決して突然現れたのではない。前章でもふれたが、宮下舜一氏が指摘されたように<sup>64)</sup>、1884(明治17)年以前から、すでに医師として働いている女性たちが存在したのである。宮下氏は1889(明治22)年に内務省衛生局によって編纂、出版された『日本医籍』を精査され、全国で約39,000名の医師氏名の中から女性名と判断される従来開業女医が62名存在することを明らかにされた<sup>65)</sup>。『日本医籍』に掲載された医師の氏名は1889(明治22)

年3月31日までに申告があった全国の開業医のもので<sup>66)</sup>、新制度下の医師とともに1884(明治17)年に医籍登録された「従来開業医子弟」も含まれている。その中で「従来開業」と記載されている女医の中には、同じ住所で同姓の男性と列記され、しかも女性名が先に記されているものもいくつか見られ<sup>67)</sup>、従来開業女医の在り方の一端が伺える。

それは「中央衛生会臨時会」の記録からも知られる。同記録には明治以前の日本の女医の状況についても二か所で述べられている。一つは、ベルツの日本に従来女医がいたか否かという問いに対する細川潤次郎の答で、彼は「古代で女医の教育はなくなり官許の女医はいなくなったが、家伝の療法、薬法などを唱え、父や夫からその方法を伝えられ営業するものが時々いる」と述べている。これは、まさに『日本医籍』に見られる従来開業女医が父あるいは夫、息子等と並記されている事例に該当するだろう。もう一つが前出の「許女医行業議」に見られる「亦有坊間女医、人々所知」という部分である。すなわち町中に女医がいて、また人々がそれを知っていたというのである。細川が例示した女医が、すなわち1884(明治17)年に開始された全国の開業医の医籍登録に「従来開業」として登録された女医であった。

宮下氏は、この従来開業女医のうち、能登の整骨医の娘で後に北海道に転居し、「整骨医」として開業した三野カス井<sup>68)</sup>について詳しく考察されており、女医としての医療活動を跡付けておられる<sup>69)</sup>。また岡山県の光後玉枝<sup>70)</sup>については、沢山美果子氏の詳細な研究があり、光後の1904(明治37)年までの女医としての活発な活動を知ることが出来る<sup>71)</sup>。光後の医療活動は、もちろん近代医学に基づくものではないが、まさに地域の医療を担う「医師」としての実在性を示すものであった。香川県の三宅一歌<sup>72)</sup>についても女医としての活動が記録されている<sup>73)</sup>。また太田妙子氏も奈良県の榎本スミ<sup>74)</sup>について、郷土史の史料等からその存在を明らかにされている<sup>75)</sup>。

さらに蛭田こう<sup>76)</sup>は、『日本医籍』では「住所不届」となっているが、千葉県の1876(明治9)

年「医術営業仮鑑札甲府人名簿」の、556番に「南羽鳥 蛭田古う」と記されている人物と同一人物とみられる。石出猛史氏によれば千葉県では明治維新後の政府の医療政策に対応し、従来開業医に対して仮鑑札が発行されたという。この「医術営業仮鑑札公布人名表」には『日本医籍』には見られないが、山辺郡小沼田の石田そよ<sup>77)</sup>、海上郡荒野の石津寿貞<sup>78)</sup>の名が記され、石出氏は少なくとも幕末の千葉において既に女医が活躍していたことがわかる、とされている<sup>79)</sup>。

以上のような『日本医籍』に登録された従来開業女医を見ると、明治以前、開業医の跡継ぎは必ずしも男子のみではなく、女子が後継者となる場合も一定数存在してことがわかる。明治の新たな医療制度が始まった時に、女子が医師の資格を求めることは、決して突飛な出来事ではなかったのである。

## 2 「従来開業医」未登録の女医たち

「従来開業医」として1889（明治）22年の『日本医籍』には登録されなかったが、幕末明治初期に実際に医療に携わった女医の中には、シーボルトの娘として著名な楠本イネ<sup>80)</sup>もいる。楠本イネは、シーボルトの弟子たちから産科を学び、1870（明治3）年から1875（明治10）年まで東京の京橋で産科医院を開業していた。そして1873（明治6）年には宮内省御用掛として明治天皇の皇子の出産に携わった<sup>81)</sup>。しかし先に述べたような医師の資格制度が確立されていく中、彼女は医師として働くことを断念して長崎に帰郷し、1884（明治17）年に産婆の免許を申請し産婆として医療活動を続けた。その後1819（明治22）年、楠本は娘や孫と暮らすために再度上京し、1903（明治36）年に東京の麻布で、76才で没したという<sup>82)</sup>。

楠本イネと同じく『日本医籍』には名前は見えないが、実際に医院を開業していた女医の例としては大阪市西区北堀江三丁目の女医、増茂てる<sup>83)</sup>が挙げられる。『朝日新聞』大阪版1879（明治12）年6月17日朝刊には、増茂てるという女医が開業38年間の礼のために料亭に関係者140～150人を集めて感謝の宴会を催した、という記事が見ら

れる。増茂の経歴は定かではないが、この記事はとくに女医を云々することのない非常に自然なもので、大阪の市中で開業する女医があたりまえのように存在する風景が目につかぶ。これらの江戸期からの女医については、太田妙子氏が古記録、文芸作品などから広く資料を取集され、江戸、大阪などの都市、農村部、山間部など広い範囲で、様々な専門の女医が存在したことを明らかにされた<sup>84)</sup>。市井においては医師の規定が曖昧であった時代ではあるが、「産科医」「整骨医」「内科医」「眼科医」など、地域の男性医師と同様な呼称を持つ医師として女医は存在し、幕末の女医の一部は明治に至り、地域の重要な医師である「従来開業女医」として『医籍』に編成され開業医として活動した。

以上のように考えると、長崎県や愛媛県において女子の医術開業試験受験許可の申請がなされたことも、決して突飛なことではなかった。医師の父を持ち、試験による女医第2号となった生沢クノが13才で医師となるために埼玉から東京に向かったことも、ほぼ同様な状況によるといえよう<sup>85)</sup>。先に検討した1881（明治14）年の中央衛生会臨時会では、欧米の女医のことも話題となったが、幕末から明治にかけて国土のかなり広汎な地域に、あくまで漢方医でその数も限られていたが、男性医師と同様に働く女医が存在したということは、欧米に比しても決して遜色のない状況であった。このような従来開業女医の活動は、近代国家が成立して新たな医師制度が始まった時に、女性を積極的に医師という職業に向かわせた一因となったのではないだろうか。

## おわりに

本論では「近代的明治女医」が誕生した経緯を、『吾園叢書』所収「中央衛生会臨時会議事録」、『衛生局年報』、そして内務省の諸記録から考えた。これらの史料は互いに呼応するもので、一連の史料と考えられ、それを分析することによって「近代的明治女医」を政府が認可するまでの過程が明らかになった。また「中央衛生会臨時会議事録」からは、内務省から正式に明治女医を認める「回

答」が出された1884(明治17)年に先立つ1881(明治14)年に、内務省衛生局の諮問機関である中央衛生会で、女医を認める決議が行われていたことがわかった。さらに中央衛生会臨時会において「近代的明治女医」が許可された歴史的根拠も判明した。すなわち明治初期の様々な思想、価値観が交錯する中、女医を認め、いかに近代的医療制度に組み入れていくか、女医の存在をどういう形で認めるかという時、日本古代の法律における女医の存在が重要な根拠となっていたのである。

さらに上記の史料の検討を通じ、明治初期に多くの女性が近代医学を学び、医師を目指したのは、幕末、おそらくそれ以前から、女性が医師として受け入れられていた地域が全国的に存在したことと無関係ではないことを窺うことができた。家の継続、すなわち世襲という理由はもちろんであるが、医師という職業が実現可能なものであったからこそ、多くの女性が医師を目指したのであろう。荻野吟子以後、医術開業試験に合格した「近代的明治女医」がほぼ日本全国から輩出されたのは<sup>86)</sup>、このような歴史的・社会的背景に基づくものといえよう。「近代的明治女医」の歴史は、明治に至って突然始まったものではない。それは古代の女医の存在をその根拠とし、少なくとも江戸末から脈々と受け継がれてきた土壌の上に成立し、近代という新しい時代の下でパイオニアとしての様々な苦労を経験した荻野吟子らが受け継いだものであった。

しかしながら「近代的明治女医」が誕生した1885(明治18)年以降の状況を見ると、女医を排斥する動きも多々みられる。明治期の思想が革新と復古の間を揺れ動かすなか、よくぞこの時期に「近代的明治女医」が誕生したと思わざるを得ない。

## 謝 辞

本稿執筆にあたり、『吾園叢書』原本の閲覧を御許可下さいました法務省法務図書館に深く感謝申し上げます。

## 注

- 1) 荻野吟子(1851-1913). 荻野吟子は、戸籍上は「荻野ぎん」であったが、東京女子師範学校入学の頃から「荻野吟子」と称するようになり、それが広く用いられてきた。『官報』(明治18年12月14日, 737号)の医籍登録広告にも「荻野吟子」と記録されており、本論でもこの呼称を用いる。なお以下の論述における「近代的明治女医」の氏名は『官報』記載の医籍登録の氏名を用いることとする。
- 2) 内務省衛生局編. 衛生局年報(明治17年~20年). 東京: 内務省衛生局; 1888. 第四章 医務に「第二回東京医術開業試験=際し女子ノ受験者五名アリ内一名及第ス」と記す。医事新聞. 1884; 135: 10-11も試験に応じた者の内女子が5名、その中荻野吟<sup>(マア)</sup>が及第し女子医術試験及第の権輿とする。
- 3) 長与専斎(1838-1902)
- 4) 細川潤次郎(1834-1923)
- 5) 細川潤次郎編. 吾園叢書全52冊. 別冊40. 国立国会図書館支部法務省法務図書館所蔵(国立国会図書館デジタルコレクションで館内公開)。
- 6) 内閣記録局. 法規分類大全 第31 衛生門第1医事 東京: 内閣記録局; 1891. p. 321-322(国会図書館デジタルコレクション), 復刻版は原書房から刊行されており(1979年)当該史料は第28巻に所収。
- 7) 衛生局年報(前掲脚注2). 復刻版は東洋書林から刊行されており(1992年), 本史料は第5巻に所収。
- 8) 三崎裕子. 1884(明治17)年の女子の医術開業試験受験許可について. 日本医史学雑誌 2011; 57(2): 204
- 9) 法規分類大全(前掲脚注6)。
- 10) 前掲脚注8に同じ。
- 11) 吾園叢書(前掲脚注5) 52冊は細川自身がまとめ、自筆題箋が付されている。その他の残された史料が、別冊として他に40冊存在する。
- 12) 吾園叢書(前掲脚注5) 第20冊には女医に関する臨時会の他に7回の中央衛生会の議事録、水道会社規定議案、英国、米国の衛生会に関する記録、第21冊には埋葬、衛生統計など多様な資料が綴じられている。
- 13) 細川潤次郎の事跡については、福島小夜子. ある資料の運命—細川潤次郎旧蔵「吾園叢書」のこと. びぶろす 1968; 19(11): 15-19, 菊池卓. 田崎草雲と旧土佐藩士・細川潤次郎. 東洋文化(足利工業大学東洋文化研究会) 2011; 30: 59-68, 七戸克彦. 現行民法典を創った人々(28) 細川潤次郎. 法学セミナー 2011; 56(2): 58-60, 西岡淑雄. 細川潤次郎について. 英学史研究 1990; 23: 133-146, 細川潤次郎とフルベッキ. 英学史研究 1991; 24: 43-54等を参考とした。
- 14) ジョン万次郎(1827-1898)
- 15) 吾園叢書(前掲脚注5) 第19冊の中央衛生会第一

- 回の議事録に、開催日が1880（明治13）年1月16日、会長佐野常民とあり、第16冊の1880（明治13）年2月3日付「建議」（畠山重明起草）に「細川会長宛」とあるので、細川は1880（明治13）年2月から中央衛生会会長職にあったと思われる。
- 16) 福島小夜子。ある資料の運命—細川潤次郎旧蔵「吾園叢書」のこと（前掲脚注13）。
- 17) 彦根正三編。改正官員録（明治17年7月）。東京；博公書院；1884。p.39。1884（明治17）年6月から土方久元が会長。
- 18) 森有礼（1847-1889）
- 19) 佐野常民（1823-1902）
- 20) 開催日について、「吾園叢書目録」（法務図書館編1969.9）では、6月4日とするが、「四」ではなく「廿」の異体字と考える。直前の中金正衡の文書が「6月18日」のものであること、他の文書の日付に「四」の異体字はみえず、20日はすべて「廿」と書かれていることも参考とした。
- 21) 佐賀医学局は、1836（天保7）年に藩主鍋島閑叟によって設立され、維新後に県立病院となり医学教育も行われていた好生館の後を継ぐ病院内医学所で、藩校廃止に伴い「医学学校病院」と称されることもあった（佐賀県医師会編。佐賀県医学史。佐賀：佐賀県医師会；p.21）。好生館は1888（明治21）年に医学教育が廃止され、1896（明治29）年に佐賀県立病院好生館と改称した（小澤健志。明治四年の佐賀藩医学学校好生館のドイツ医学教育。佐賀大学研究紀要2013；7:39-50）。
- 22) 松本順（1832-1907）
- 23) 戸塚文海（1835-1901）
- 24) 池田謙斎（1841-1918）
- 25) 三宅秀（1848-1938）
- 26) ベルツ（Erwin von Bälz）（1849-1913）
- 27) ブッケマ（Tjarko Wiebenga Beukema）（1838-1925）
- 28) 欠席した委員は、内務省衛生局局長長与専斎、陸軍軍医監林紀。議事録に名前は見えないが書記は、大書記官西村捨三、小書記官今村和郎である。
- 29) ベルツのこの発言には疑問が残る。ヨーロッパでは1860年代初めから、ロシア、イギリス、スイスなどで女子医学教育が徐々に始まっていたが、ドイツでは18世紀半ばと19世紀初頭に数名の伝説的な先駆者を輩出したのみで、その後の女子医学教育は遅れており、多くの女医希望者はスイス、イギリスなどで資格を得ていた。ベルツがライプチヒ大学の内科学教室に入局した翌年の1874年、ライプチヒ大学医学部で初めて女子の聴講生が認められたが、開業する試験などを受ける資格は認められていなかった。1896年にプロイセンではようやく女子の聴講生が認められたが、全ドイツで女子の大学医学部入学が許可されたのは1900年以降のことである。（コンスタンス・ジョエル。医の神の娘たち～語られなかった女医の系譜～。大阪：メディカ出版；1992。p.145-146, Annette Kerckhoff. Heilende Frauen. München: Elisabeth Sandmann Verlag GmbH; 2010. p.13-14, Sabine Fisch. Dorothea Erxleben-starke Frau und Ärztin. <http://medizin-geschichte.suite101等>）。
- 30) 史料では「男子」と記されているが、内容から見て「子」は「女」と思われる。
- 31) 養老医疾令の条文は塙保己一の校訂により1810（文化7）年以降に養老令の注釈書である『塙本令義解』（刊本）に復元され補われた。その出典は『政事要略』巻95至要雑事（学校）である。「医疾令」女医条は以下の通りである。
- 女医。取官戸婢年十五以上。廿五以下。性識慧了者卅人。別所安置。教以安胎産難。及創腫傷折針灸之法。皆案文口授。毎月医博士試。年終内薬司試。限七年成。（井上光貞他校注。律令・日本思想体系3。東京：岩波書店；1976。p.426）。
- 医疾令に見える女医は内薬司の側の別院に安置され、助産、外科、針灸を医博士、按摩博士、針博士などから口授されて学び、宮廷の女性の治療にあたった。具体例としては長屋王邸出土木簡に竹野王（竹野女王）のもとへ派遣されていた女医が見られる。その出自は官戸婢（女性）であり、教授された技術により出仕した。身分が婢であるのは、通説では血穢によるとされる。ただし助産を女医が行ったかどうかには疑問も呈されている（新村拓。古代医療官人制の研究。東京：法政大学出版局；1983。p.24）。後宮の医療者としては、他に後宮職員令薬司条に尚薬、典薬などが記され、その職務内容は「供奉医薬」とあり女医との職掌の違いがみられる。医疾令女医条の内容から考えると、女性の身体に直接ふれる医療を女医が担っていたと考えられる。また722（養老6）年に設置された女医博士は男性の官職で、女医の養成に関わると思われるが具体的な職掌は不明である。古代の女医が女性医師であったか否かという議論もあるが、当時の医師としての一分野を担う存在であったことは間違いない。また明治時代の中央衛生会においても、古代の女医が女性医師であったと認識していたことは、中央衛生会臨時会の史料から明らかである。
- 32) 三崎裕子。明治女医の基礎資料。日本医史学雑誌2008；54(3):281-292。佐賀県は1883（明治16）年まで現在の佐賀県が分断され、長崎県などに合併された状態だった。衛生局年報第7次。東京：内務省衛生局；1882に掲載されている明治14年7月～12月の「病院患者病類別」では、肥前国佐賀郡の諸病院は長崎県の管下とされている。
- 33) 乙種医学学校については、後掲脚注43を参照。
- 34) 内務省衛生局編。衛生局年報（前掲脚注2）に「因テ省議ヲ尽シ女子ト雖相当ノ手続ヲ経テ合格ノ者ハ

- 之ヲ禁スルノ理由ナキヲ以テ文部卿ト協議セシニ(後略)」とある。
- 35) 1884(明治17)年6月より、中央衛生会会長は細川潤次郎から土方久元に代わり、長与専斎は衛生局局长長と兼務で中央衛生会副会長となっていた。
- 36) 主要な荻野吟子伝は、出身地などの資料の綿密な調査に基づき構成されているが、本論に関わる医術開業試験受験に関しては吉岡弥生女史伝記編集委員会編、吉岡弥生伝、東京：吉岡弥生伝記刊行会；1967、日本女医会編・秋山龍三、日本女医史、東京：日本女医会本部；1962をもとに著述されていることが多く、この二冊の影響は大きいと考えられる。また荻野を主人公とした渡辺淳一、花埋み、東京：河出書房新社；1970の影響も多々見られる。他の主要文献は以下の通り。松本剛太郎、荻野吟子、北海道医報1967；174-175, 180, 瀬棚町荻野吟子女史顕彰碑建設期成会編、荻野吟子、瀬棚町(北海道)：同町；1967、葦塚市三郎、荻野吟子(埼玉の女たち)、埼玉：さきたま出版会；1979、広瀬玲子、荻野吟子研究—明治女性の自己形成—、歴史評論1983；401: 29-43, 奈良原春作、荻野吟子、東京：国書刊行会；1984、長島二三子、荻野吟子、松本万年の女弟子たち、埼玉：編所；1993、以後も荻野吟子伝は数多く著されている。
- 37) 鈴木源子、近代最初の女医が経歴(荻野吟子より聞き書き)、女学雑誌1893；354: 371-374、本資料では、好寿院卒業年を1883(明治16)年とするが1893(明治26)年の「11年前」であるので、1882(明治15)年7月と考える。
- 38) 高島嘉右衛門(1882-1914)
- 39) 本邦女医の嚆矢(荻野吟子伝)、日本女医会雑誌1914；1: 4-6
- 40) 荻野吟子、本邦女医の由来及其前途(上)、女学雑誌1893；358: 481-483
- 41) 井上頼因(1839-1914)
- 42) 秋山龍三、日本女医史(前掲脚注36) p.78
- 43) 医学校卒業生試験ヲ要セス医術開業試験免状下付(明治15年2月17日太政官布達第4号)。なお同年、医学校通則(後掲脚注45)が出され、そこで規定された甲種医学校がその対象であることがわかる。同時に規定された乙種医学校の卒業生は医術開業試験に合格しなければ開業免状を得ることができなかった。ただしこの太政官達は、翌年の医師免許規則(後掲脚注46)により廃止され、甲種・乙種医学校の存続期間は短かった。
- 44) 開業医ノ子弟ニシテ其ノ助手ト成リ医業ヲ以テ家名相続ヲ欲スル者ハ試験ヲ要セス開業許可(明治15年3月2日内務省達乙第14号)。ただし同年8月限りで廃止。
- 45) 医学校通則(明治15年5月27日文部省達第4号)。
- 46) 医師免許規則(明治16年10月23日太政官布告第35号)。
- 47) 医術開業試験規則(明治16年10月23日太政官布達第34号)。
- 48) 医籍編成ニツキ達(明治16年12月28日内務省達乙第50号府県)。
- 49) 生沢クノ(1864-1945)
- 50) 鈴木源子、近代最初の女医が経歴(前掲脚注37)。
- 51) 秋山龍三、日本女医史(前掲脚注36) p.71-80、なお同著には生沢クノが埼玉県令に宛てた嘆願書の写真も掲載されている(p.81-82)。
- 52) 日本杏林社編、日本杏林要覧、東京：日本杏林社；1909には、各人の登録年月が記されている。
- 53) 宮下舜一、北海道における明治女医史 補稿I, II、北海道医報2003；1020: 24-27, 1021: 4-8, 近世の北海道に於ける明治女医史研究と新知見、日本医史学雑誌2010；56(2): 262
- 54) 本邦女医の嚆矢(前掲脚注39)。
- 55) 内務省衛生局編、衛生局年報(前掲脚注2)、ただし秋山龍三、日本女医史(前掲脚注36)等では4名とする。
- 56) 木村秀子(生没年不詳)
- 57) 松浦さと子(1861-1891)
- 58) 岡田みす子(生没年不詳)
- 59) 成医会講習所の発足と同じ1881(明治14)年、高木兼寛は二人の女子学生を入学させた。松浦さと子と4番目の女医本多センである。松浦さと子は1884(明治17)年9月の試験は不合格となり、その後、前期試験には合格したものの、結核のために後期試験を諦めることになった。(松田誠、高木兼寛の医学；東京慈恵会医科大学の源流、東京：東京慈恵会医科大学；2007、p.597-609)。
- 60) 鈴木源子、近代最初の女医が経歴(前掲脚注37)。
- 61) 高橋瑞(1852-1927)
- 62) 秋山龍三、日本女医史(前掲脚注36) p.84
- 63) 吉岡弥生女史伝記編集委員会編、吉岡弥生伝(前掲脚注36)は、女子の医術開業試験受験許可に関し、先の通説を記載しつつも「時代の新気運」として、1878(明治11)年と1881(明治14)年の女医の許可に関する事例を挙げ、荻野吟子と同時代に女医の受験希望者がいたこと、また地方の各府県病院の付属医学校が少数ながら女子を収容していたことを指摘している。ただし同書では長崎県の事例に関しては「認められなかった」としたが、本論1-2により認められたことがわかった。
- 64) 宮下舜一、北海道における明治女医史(前掲脚注53)。
- 65) 管見では、新女医である荻野吟子らを除き、平仮名、カタカナのみ、また一部にそれらを用いた女性名の医師が53名、漢字名だが史料より女医と判明したもの3名、計56名が確実に従来開業女医として数えられたが、他の漢字名のもので女医の可能性の高いものを加えると宮下氏のいうように60名以上の従



- 来開業女医が1884（明治17）年に医籍登録されたことは確実であろう。
- 66) 内務省衛生局編。日本医籍。東京：忠愛社；1889。p. 1-2
- 67) 内務省衛生局編。日本医籍（前掲脚注66）p. 254に富山県婦負郡，森ミツ，p. 356に福岡県宗像郡，吉田サン。
- 68) 三野カス井（1858-1920）
- 69) 宮下舜一。北海道における明治女医史（前掲脚注53）。
- 70) 光後玉枝（1830-1905）
- 71) 沢山美果子。在村医の診察記録が語る女の身体—日本に於ける近世から近代への展開—。望田幸男・田村栄子編。身体と医療の教育社会史。京都：昭和堂；2003。p. 199-227，「女医の診察記録にみる女の身体」。沢山美果子。性と生殖の近世。東京：勤草書房；2005。p. 286-331
- 72) 三宅一歌（生没年不詳）
- 73) 渡辺一雄。熱血商人。東京：徳間書店；1993。p. 12, 164。主人公のハリス創業者，森秋廣の母方の祖母が三宅一歌で女医をしていたとある。本書は小説であるが，内務省衛生局編。日本医籍（前掲脚注66）p. 343に「三宅一歌，香川県三野郡積浦」とみえ，三宅一歌については事実に基づく記述である。
- 74) 榎本スミ（1816-1893）。内務省衛生局編。日本医籍（前掲脚注66）p. 138に「奈良県，葛下郡戸宅村，榎本スミ」とみえる。
- 75) 太田妙子。近世—江戸期の《女性医師》。医譚2009；89: 92
- 76) 蛭田こう（生没年不詳）
- 77) 石田そよ（生没年不詳）
- 78) 石津寿貞（生没年不詳）
- 79) 石出猛史。千葉大学医学部前史—共立病院・公立千葉病院時代—。千葉医学2011；87: 148
- 80) 楠本イネ（1827-1903）
- 81) シーボルト記念館所蔵，楠本イネ「履歴証明書」（後掲脚注82。李修京論文。p. 15-16）。
- 82) 福井英俊。楠本・米山家資料にみる楠本いねの足跡。鳴滝紀要1991；1: 261-277。小山伊基子。楠本イネ—シーボルトの娘—日本最初の洋方女医。長崎女性史研究会編。長崎の女たち。長崎：長崎文献社；1994。p. 13-25。李修京。楠本イネ。植木武編。国際社会で活躍した日本人：明治～昭和13人のコスモポリタン。東京：弘文堂；2009。p. 1-20。なおイネの没年は福井英俊論文による。
- 83) 増茂てる（生没年不詳）
- 84) 太田妙子。近世—江戸期の《女性医師》（前掲脚注75）。同氏。江戸時代の女性医師（一）（二）医譚2008；87: 74-81, 88: 38-48
- 85) 生沢クノの伝記については他に田中正太郎。生沢クノ伝；女医第二号。深谷：生沢クノ伝記刊行会；1978。葦塚一三郎。埼玉の女たち。埼玉：さきたま出版会；1979。井戸川真則。医士生沢クノの生涯；女医第二号。寄居町（埼玉）：1990。長島二三子。松本万年の女弟子たち。熊谷：編所；1999。等参照。
- 86) 三崎裕子。明治女医の基礎資料（前掲脚注32）。

Details and Background on the Origins  
of Modern Female Doctors in the Meiji Era:  
Research on the Minutes of the Central Board of Health  
(中央衛生会) in Hosokawa Junjiro's (細川潤次郎)  
Monographs *Goen-Sosho* (吾園叢書) and Materials  
of the Bureau of Hygiene (内務省衛生局)

Yuko MISAKI

Tokorozawa City, Saitama

This research is based on materials of the Bureau of Hygiene (内務省衛生局) and the minutes of the Central Board of Health (中央衛生会) contained in Hosokawa Junjiro's (細川潤次郎) monograph *Goen Sosho* (吾園叢書). It showed that the movement toward allowing the qualification of modern female doctors in Japan was going on in various parts of Japan from 1881 or earlier. This history shows the presence of many female doctors in the Edo Period.

At an extraordinary meeting of the Central Board of Health, an advisory body of the Bureau of Hygiene, the qualification of female doctors was approved in 1881. This was based on an article in the *yororyo* law (養老令) about female doctors contained in the ancient laws of Japan. As a result, the Department of the Interior allowed female doctors in June, 1884. At this time, five females took the national examination for medical practitioners. The following year, Ogino Ginko (荻野吟子) became the first modern female doctor in Japan. Owing to the *yororyo* law about female doctors, and the efforts of many other females who wanted to become doctors, the first modern female doctors in Japan came into being.

**Key words:** female (woman) doctor, Central Board of Health, Hosokawa Junjiro, *Goen sosho*, Ogino Ginko